110812.099	－－ その他のもの	1kgにつき119円	TRQ-JP8
1108.13	ばれいしょでん粉		
	－ その他のもの		
110813.091	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの	1kgにつき119円	TRQ-JP8
110813.099	－－ その他のもの	1kgにつき119円	TRQ-JP8
1108.20	イヌリン		
110820.090	－ その他のもの	1kgにつき119円	TRQ-JP9
11.09			
110900.000	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	21.3%	B11
12.02	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
	その他のもの		
1202.42	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）		
	－ その他のもの		
120242.091	－－ 第1202.30号、第1202.41号及びこの号に掲げる落花生について、75,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）	10.0%	EIF
12.08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）		
120810.000	大豆のもの	4.2%	EIF
120890.000	その他のもの	4.2%	EIF
12.10	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン		
121010.000	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	4.3%	EIF
1210.20	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン		
121020.100	－ ホップ	4.3%	EIF
121020.200	－ ルプリン	3.0%	EIF
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
1211.20	おたねにんじん		
121120.100	1 生鮮のもの及び乾燥したもの	4.3%	EIF
1211.90	その他のもの		
	4 その他のもの		
	(2) その他のもの		
121190.999	C その他のもの		

	－ 生鮮のもの及び乾燥したもの	2.5%	EIF
	－ その他のもの		
	－－ 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わない。）	12.0%	B6
	－－ その他のもの	6.0%	EIF
12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	その他のもの		
1212.99	その他のもの		
	2 その他のもの		
121299.990	－ その他のもの	3.0%	EIF
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）		
1301.90	その他のもの		
130190.100	1 セラックその他の精製ラック	17.0%	EIF
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
	植物性の液汁及びエキス		
1302.19	その他のもの		
	1 飲料のもと		
130219.110	(1) 植物性の一種類の原料から得たもの	10.0%	B6
130219.120	(2) その他のもの	16.5%	B8
	3 その他のもの		
	(3) その他のもの		
130219.231	A アルコール分が50%以上のもの	6.0%	EIF
130220.000	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	3.0%	EIF
14.01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）		
1401.90	その他のもの		
	2 その他のもの		
140190.290	(2) その他のもの	3.0%	EIF
14.04	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404.90	その他のもの		
140490.300	2 たぶの木又はへちまのもの	6.0%	EIF
	4 その他のもの		
140490.499	－ その他のもの	6.0%	EIF
15.01	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）		